

オダックス・ジャパン会則

2008年10月5日更新版

更新履歴

2008年10月5日	2008年定例理事会における会則変更決議の反映 該当箇所: 第5章第12条、第18条、第19条、第6章第26条、第9章
2007年10月13日	2007年定例理事会における会則変更決議の反映 該当箇所: 第1章第2条、第9章第37条
2006年11月18日	2006年総会における会則変更決議の反映 該当箇所: 第2章第4条、第4章第10条、第5章～第11章 *2006年総会における決議事項は「ACP Representative(日本代表)すなわちオダックス・ジャパン会長と主催団体とのパートナーシップ契約」に反映され、会則の代わりとされたが、主催者向けであるため、パートナーシップ契約の会員に関する箇所を改めて2007年に会則として反映させたものである。
2005年11月17日	2005年総会における会則変更決議の反映 該当箇所: 第1章第1条、第3章第5条、第6章
2004年11月10日	会の名称変更に対する会則補足事項
2004年10月30日	会則発行
2004年10月30日	細則発行

第1章総則

第1条(名称)

本会は、オダックス・ジャパン(Audax Japan)と称する。以下、本会与略す。

第2条(本部)

本会の本部を神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤1-13-6-306に置く。

第2章目的および事業

第3条(目的)

本会の目的は、日本国内において、自転車におけるランドネ(長距離走)を、レースとは異なる「BRM(以下ブルベと言う)」のもとに体系付けられたサイクリングイベントとして企画・実施し、その普及および定着を図るとともに、ブルベに興味をもつランドヌール相互の交流を通じ、日本における自転車文化の地位向上と発展を促進することにある。また、国際組織ランドヌール・モンディオ(Randonneurs Mondiaux、以下RMと略す)のもとに、パリーブレストーパリ・ランドヌール(以下PBPと略す)を始め諸外国のイベントへの参加を促進し、海外のランドヌールとの交流を通じて国際的な自転車文化の発展に貢献することも目的とする。

第4条(事業)

本会は、前条の目的達成のために以下の諸事業を行う。

- (1) オダックス・クラブ・パリジャン(Audax Club Parisian、以下ACPと略す)主導のもとで、ACPの公認を受けた日程とコースで走るブルベ・ド・ランドヌール・モンディオ(Brevet de Randonneurs Mondiaux、BRM)
- (2) 練習走行会
- (3) 国際組織ランドヌール・モンディオ(以下RMと略す)への国際的協力
- (4) 会の活動のために必要な基金の徴収
- (5) その他目的達成に必要な事業

第3章会員

第5条(会員)

本会は、本会の目的に賛同する満20歳以上の個人で、第10条の会費を納めた会員により構成される。

第6条(入会)

本会に入会しようとする者は、本会指定の申込方法により、本会に会費を添えて申し込まなければならない。

第7条(会員資格の喪失)

以下の各号の一に該当するに至った者は、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき
- (2) 本人が死亡したとき、または会員である団体が消滅したとき

第8条(退会)

会員は退会届を理事会に提出することで任意に退会することが出来る。

第9条(拠出金品の不返還)

既納の会費、各事業の参加費およびその他の拠出金品は返還しない。

第4章会費

第10条(会費)

会員は会費を納入しなければならない。会費は翌年度会員募集期間を除き、納入時期に関わらずその年の1月1日から12月31日までの期間分とする。

年会費はオンライン申込3,300円、郵便(現金書留)申込4,000円とする。

第5章理事会

第11条(最高意思決定機関)

オダックス・ジャパンの最高意思決定機関は理事会とする。

理事会は会長任期途中であっても、選挙権の有無にかかわらず理事の3分の2の賛成をもって会長を解任することが出来る。

会長解任の場合、あるいは事故ある場合、できるだけ速やかに後任会長を選ぶものとするが、それまでの間は副会長が代行する。

第12条(構成)

理事会は会長、副会長、ACP Representative補佐、理事から構成される。

第13条(開催)

1. 通常はインターネットを利用した理事会メーリングリスト(ML)により連絡、調整を行い、定例理事会は年1回、11月ころ開催とし、その他必要に応じて臨時理事会を開催できる。

2. 臨時理事会は会長の要請によって、または理事複数の連名をもって開催を要求できるが、その際は審議する事項を付さなければならない。

会長は開催要求が理事の過半数の連名である場合、あるいは要求が適正であると判断した場合、できるだけ速やかに開催しなければならない。

3. 理事会に参加した理事、監査役(幹事を含む)には交通費の実費を支給する。

第14条(招集)

理事会は会長が召集する。

第15条(議長)

理事会は会長が議長を務める。

ただし会長不信任案については、副会長が議長を務める。

第16条(議題の通知)

会長は開催日より2週間以前に議題を付し、定例理事会または臨時理事会の日時、場所、目的を記載した書面をもって理事会メンバーに通知しなければならない。

第17条(審議事項)

理事会は次の事項を審議する。

- (1) 重要な規定の制定と改廃
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 事業計画および収支予算
- (4) 理事の承認
- (5) その他、会長が必要と認めて付議した事項

第18条(定足数)

理事会は委任を含め第12条に定める理事会構成員全員の出席をもって成立する。

第19条(議決権等)

1. 第12条に定める理事会構成員は平等に議決権を有するものとする。
2. やむを得ない理由のために理事会に出席できない理事会構成員は、他の理事会構成員に議決を委任することができる。
3. 議事は委任を含め出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は議長の決するところによる。

第20条(議事録)

1. 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時および場所

(2) 出席者数(議決委任者がある場合については、その数を付記すること)

(3) 議案の原文と審議事項

(4) 議事の経過の概要および議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長およびその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。
3. 議事録は理事会終了後3ヶ月以内に会員に通知されねばならない。

第6章役員

第21条(種別および定数)

本会に次の役員を置く。会長1名、副会長2名以内、理事(主催クラブの代表)、監査役1名、若干名の幹事(事務担当)。

第22条(会長)

ACP Representative

1) ACP は実在する個人である ACP Representative に対し、指定した地域内で開催される Brevet de Randonneurs Mondiaux の管理監督を委任している。これは世界的ルールである。

しかし、この世界的ルールにもかかわらず、日本における ACP Representative にはオダックス・ジャパンの理事会によって選出されるオダックス・ジャパン会長が自動的に就任し、日本国内で開催される BRM の管理監督を行なう。この方式は ACP に確認了承済みである。

よってオダックス・ジャパン会長は ACP Representative 就任に際し、いかなる理由であれ会長を退任する際には ACP Representative も自動的にかつ同時に退任し、併せて後任者の選任は理事会の決定にゆだねる旨の念書を理事会宛に差し出すものとする。

- 2) 会長は、日本国において ACP に直接連絡できる唯一の窓口である。
- 3) 会長は、営利目的のために BRM を奨励し、主催してはならず、他の営利団体と協力、提携をしてはならない。また、主催クラブをはじめ関係者にこれらのことを許してはならない。
- 4) 会長は、日本国において BRM が正しく運営、実施されていることを ACP に保証する責任を負う。

オダックス・ジャパン会長

会長は日常業務を執行するとともに、オダックス・ジャパンの業務すべてを指揮し統括する。

- 1) 会長は、日本国内で 1 年に最低 2 回 BRM が開催され、また PBP 開催年には全 BRM シリーズ(200、300、400、

600km)が開催されるように主催クラブを支援する。

- 2) 会長は、最新の BRM ルール、ブルベカードなど、BRM の円滑な運営のために必要な文書資料類を主催クラブに提供する。
- 3) 会長は、コンピュータによる申し込みシステムを提供する責任を持つ。
ただし、そのシステムを利用するかどうかは主催クラブの自由である。
- 4) 会長は、第三者賠償責任保険(AJ 保険)の加入事務を行う。
- 5) 会長は、ACP に申請し認定された全 BRM をカバーする主催者保険に加入する。

第23条(会長の任期)

会長の任期は原則として4年とし、選出はPBP終了毎に行う。

第24条(会長の選出)

- 1) 会長は、理事会メンバー中の選挙権者の選挙により、過半数をもって選出される。
選挙権者は、06 年オダックス・ジャパン総会において承認決定されたとおり、理事会メンバーのうち、会長選出の年を含め、直近 2 年間に於いて BRM を各年 2 回以上開催した者と会長・副会長とする。
ただし、解任された会長は選挙権を持たない。
- 2) 選挙管理者
新会長の選挙管理は現会長が行なうが、解任された場合は副会長が行なう。
- 3) 会長は、主催クラブの代表あるいは副代表を兼務できない。
- 4) 会長に立候補する者は、AJ 会員で BRM 主催経験があること(責任者でなくても良い)。
候補者は主催クラブの代表あるいは副代表である必要はなく、自薦、他薦により立候補できる。
事前に候補者は公表され辞退ができる。
- 5) 主催クラブの代表あるいは副代表が会長に選任された場合、主催クラブの代表あるいは副代表を辞任しなければならない。

第25条(副会長)

理事会が副会長を選出する。副会長の任期は原則として4年とする。

副会長は、会長がその使命を完遂できるよう補佐する。

会長に事故あるときは、副会長がその職務を代行する。

第26条(理事)

1. 理事は本会会員の主催者であること。
2. 理事の定員は 15 名とする。
3. 理事の選出方法は理事会で定める。ただし、理事が定員に満たない場合は、本会会員の主催者はすべて理事を務めなければならない。
4. 理事の任期は 4 年とし、再選は可能とする。
5. 理事の任期途中での交替は理事会において審議、承認の上で可能とする。

第27条(主催者)

1. 主催者は各主催クラブ代表とする。

第28条(幹事の選出と幹事会ならびにその任務)

1. 幹事は会員の中から会長が選任・委嘱し、理事会が承認する。
2. 幹事は、本会事務を執行する。作業の分担は幹事会内で協議して定める。

3. 幹事会は会長が召集し、その議長は会長が務める。

第29条(監査役の選出)

監査役は理事会にて会員の中から選出され、会長が委嘱する。

第30条(監査役の任務)

監査役は本会の会計を監督し、決算を監査する。

第31条(幹事および監査役の任期)

1. 幹事および監査役の任期は原則として4年とする。再任は妨げないが原則として3期連続までとする。
2. 期の途中からの幹事および監査役の任期は、その期の最後までとする。

第32条(顧問)

会長は顧問を委嘱することができる。顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ必要な助言を行う。

第7章会則の改正

第33条(会則改正の発議)

本会の会則を改正するために理事の2分の1以上の人数によって改正案を理事会に提案することができる。

第34条(会則改正の成立)

改正案はあらかじめ全理事に通知され、会則の改正は理事会出席の過半数の賛成によって成立する。

第8章会計年度

第35条(会計年度)

本会の会計年度は暦年通り毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第9章主催クラブ

第36条(主催クラブ)

本会に、主催クラブをおく。BRMおよび練習走行会の運営は主催クラブが行う。

- 1) 主催クラブは、会長とBRM 主催同意書(「ACP Representative(日本代表)すなわちオダックス・ジャパン会長と主催クラブとのパートナーシップ同意書」)を取り交わした上で、同意書ほか本会が ACP の規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めた AJ 規定に従って主催しなければならない。
- 2) 主催クラブは、営利目的のために BRM を奨励し主催してはならず、BRM を奨励し主催するために他の営利団体と協力、提携をしてはならない。
- 3) 主催クラブの名称は、企業名など営利目的の名称を含んではならない。主催クラブの名称については会長の審査の上で承認される。
- 4) 主催クラブは、特定距離の BRM の開催のみを目的としてはならず、全 BRM シリーズ(200、300、400、600km)の開催に努めなければならない。
- 5) 主催クラブは、独自にウェブサイトを作り BRM 開催情報を公開しなければならない。主催者は AJ とメール連絡する環境を整えなければならない。ただし、AJ 会員の主催クラブにおいて過去 2 年以上の BRM 開催経験を持つ主催者については、理事会の承認により独自のウェブサイトを免除される。その場合にも、AJ とメール連絡できる環境を整えなければならない。
- 6) 主催クラブはその名称を用いてレースを主催してはならない。

第37条(主催資格者)

本会の走行会の主催はBRM主催同意書(「ACP Representative(日本代表)すなわちオダックス・ジャパン会長と主催クラブとのパートナーシップ同意書」)ほか本会がACPの規則に基づいて日本国内の事情を考慮して定めたAJ規定の遵守を条件に、クラブや団体、連盟への所属の有無に関わらず、運営できる。

- 1) 主催クラブとなる者は、BRMの主旨を理解し、主催の意思のある者でなければならない。
- 2) 主催クラブは、600km以上のBRMを完走した経験を持つ代表1名、同じく副代表1名以上を置かなければならない。

新たに主催クラブとなる者が、この条件を満たすことが困難な場合は理事会の審議、承認の上、一定期間の例外が認められる。例外が認められた場合は、できるだけ速やかに満たさなければならず、一定期限までに満たせないときは主催クラブの承認を取り消されることがある。

取り消された場合でも、その後条件を満たせば承認を受けることができる。

- 3) 主催クラブの代表・副代表は連帯して責任を持つものとし、代表に事故あるときは副代表が直ちに代表に就任し、次の副代表をできるだけ速やかに選任しなければならない。

第38条(新規主催者の承認)

新たにBRM主催を希望するものはACP Representative(オダックス・ジャパン会長)に申請して、理事会の承認を受けなければならない。

- 1) 主催資格を満たす者は、BRM規則、主催者規則を理解し、BRM主催同意書その他必要事項を承知の上で、新たにBRM主催クラブとなることを会長に申請することができる。
- 2) 新たにBRM主催クラブとなる者は、BRMを開催する前年において1回以上のBRMルールに準じた練習走行会を開催した上で、指定の期日までに翌年BRM開催のためのACP申請書類を提出しなければならない。ただし、会長が認めたときはACP申請書類提出後に走行会を開催できる。この場合もBRM開催前でなければならない。指定期日までにACP申請書類の提出がない場合は、新規BRM主催申請を取り下げたものとみなす。
- 3) 会長は理事会に対して、新たに主催申請した者のBRM主催クラブとしての承認を求めなければならない。理事会が審査の上で承認した場合には、会長はACPに申請しなければならない。

第39条(非会員の主催者)

1. 本会の会員でない者でも、第36条、第37条、第38条の規定に従い主催者となることができる。
2. 本会の会員ではない主催者については、次の事項が適用される。
 - (1) 第26条の規定により本会の理事に就任することはできない。
 - (2) 本会会長が提供するコンピュータによる申し込みシステムを利用できない。
 - (3) 本会会長が提供するスポット保険の利用はBRMおよびフレッシュのみとする。
 - (4) 本会に対する意見、要望があるときには会長または理事会に申し出ることができ、理事会が必要と認めたときには審議の対象となる。

第40条(規模)

主催クラブの規模や地域は問わない。

第10章 走行会

第41条(BRM)

BRMは、RMの定める世界共通基準のBRMルールに従って運営される。ただし本会は日本国内の社会事情を考慮した

細則を設けることができ、この細則も遵守して運営されなければならない。細則は理事会によってとりまとめられ、施行される。

第42条(練習走行会)

練習走行会は、主催クラブが独自に定めたルールに基づいて運営される。

第43条(法令遵守)

参加者は BRM ルールのうち、特に安全に関する規定に注意を払い、道路交通法その他の法令を遵守しなければならない。

主催クラブは、指導に従わない参加者の認定をしないことができ、以後の BRM 参加を断ることもできる。

第44条(責任)

ACP、オダックス・ジャパン会長(ACP Representative)ならびにオダックス・ジャパンは、BRM開催に関するあらゆる事故等について、一切責任を負わない。

第11章雑則

第45条(機密保持)

会長、副会長、ACP Representative補佐、理事、監査役、顧問、幹事は、その職務上知り得た情報を正当な理由無くして、漏洩し、または盗用してはならない。ただし、特定の会員に係る事項で当該会員の同意が得られた場合はこの限りではない。

第46条(暫定処置)

1. 事業年度開始時に事業計画および収支予算が成立しなかった場合、それらが成立するまでの間、会長は理事会の承認を経て、前年度の事業計画および予算収支に準じた事業計画および予算収支に基づき、会務を執行することができるものとする。
2. 上記の暫定処置は、新たに成立した事業計画による事業および予算の収入支出とする。

附則

本会則は2004年11月1日をもって施行される。

【細則】

1. 幹事の職務分担:幹事は事務局作業を分担し、会の運営にあたる。
2. 理事会は必要に応じてオブザーバーをおくことができる。
3. BRMへの参加条件

クラブや団体、連盟への所属に関わらず、以下の条件を満たせばBRMへ参加可能である。

本会が仲介する第三者賠償責任保険、もしくはスポット保険への加入を了承する。